

第63期

定時株主総会 招集ご通知

証券コード：1956

NDS株式会社

開催日時

平成29年6月23日（金曜日）
午前10時

開催場所

名古屋市中区千代田二丁目15番18号
名古屋通信ビル 2階ホール

議決権行使期限

平成29年6月22日（木曜日）
午後5時30分

目次

第63期定時株主総会招集ご通知……………	1
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件……………	5
第2号議案 取締役11名選任の件……………	6
第3号議案 監査役2名選任の件……………	10
添付書類	
事業報告……………	11
連結計算書類……………	29
計算書類……………	31
監査報告書……………	33

(証券コード 1956)
平成29年6月2日

株 主 各 位

名古屋市中区千代田二丁目15番18号
N D S 株 式 会 社
取締役社長 伊 藤 卓 志

第63期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第63期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。後述のご案内に従って**平成29年6月22日（木曜日）午後5時30分まで**に議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|---|
| 1. 日 時 | 平成29年6月23日（金曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 名古屋市中区千代田二丁目15番18号 名古屋通信ビル 2階ホール |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第63期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および
監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第63期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役11名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役2名選任の件 |

4. 議決権の行使についてのご案内

3頁に記載の【議決権行使等についてのご案内】をご参照ください。

5. その他株主総会招集に関する事項

法令および定款第16条の規定に基づき、添付書類のうち、次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.nds-g.co.jp>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。

- ①事業報告の「会社の新株予約権に関する事項」
- ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」
- ③連結計算書類の「連結注記表」
- ④計算書類の「株主資本等変動計算書」
- ⑤計算書類の「個別注記表」

なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類および計算書類には、本添付書類記載のものほか、上記①から⑤の「会社の新株予約権に関する事項」、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。

以上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、省資源のため、本冊子をご持参くださいますようお願いいたします。なお、当日の受付開始は午前9時を予定しております。
 2. 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.nds-g.co.jp>) において、修正後の事項を掲載させていただきます。

議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です。）

日時 平成29年6月23日（金曜日）午前10時

場所 名古屋市中区千代田二丁目15番18号
名古屋通信ビル 2階ホール

（末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。）

郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 平成29年6月22日（木曜日）午後5時30分到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



パソコンまたはスマートフォンから議決権行使ウェブサイト (<http://www.web54.net>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。詳しくは4頁の【インターネットによる議決権行使のご案内】をご参照ください。

行使期限 平成29年6月22日（木曜日）午後5時30分まで

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使に際しては、下記事項をご了承のうえ、ご行使ください。

1 議決権行使ウェブサイトについて

- インターネットによる議決権行使は、議決権行使ウェブサイト (<http://www.web54.net>) をご利用いただくことによるのみ可能です。なお、携帯電話専用サイトは開設しておりませんので、ご了承ください。
- 議決権の行使は、平成29年6月22日(木曜日)当社営業時間終了時(午後5時30分)までのご行使分が有効です。
- スマートフォンなどで議決権行使ウェブサイトをご利用された場合、パソコン用ウェブサイトに接続されます。
- インターネットのご利用環境やご加入のサービスによっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。詳細につきましては、下記専用ダイヤルにお問い合わせください。

2 議決権行使方法について

- 議決権行使ウェブサイトにおいて、議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- 株主様以外の方による不正アクセス(“なりすまし”)や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使ウェブサイト上で「パスワード」を変更していただきます。
- パスワードは、ご行使される方が株主様ご本人であることの確認に必要なため、大切にお取り扱いください。パスワードのお電話などによるご照会には、お答えいたしかねます。
- パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。パスワードの再発行を希望される場合は、画面の案内に従って手続き願います。
- 今回ご案内するパスワードおよび株主様ご本人が登録されたパスワードは、本株主総会に関するのみ有効です(次回の株主総会の際には、新たにパスワードを発行いたします)。

3 議決権行使のお取り扱い

- 複数回議決権行使をされた場合は、当社に最後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- インターネットによる議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

4 その他

- インターネットにより議決権行使ウェブサイトをご利用いただくための接続事業者への接続料金および通信事業者への通信料金(電話料金等)などは株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使でパソコンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 午前9時～午後9時)

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、事業活動を通じた確実な利益確保のもと、資本効率性、財務健全性等を総合的に勘案した株主還元と内部留保を行うことを基本方針としております。

この基本方針に基づき、当期の期末配当金につきましては、次のとおりいたします。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金50円 総額291,661,400円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成29年6月26日

第2号議案 取締役11名選任の件

取締役全員（12名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の効率化のために1名減員し、取締役11名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1 再任	伊藤 卓志 (昭和27年9月21日生)	平成18年 7月 西日本電信電話株式会社取締役 東海事業本部長兼名古屋支店長 株式会社NTT西日本-東海 代表取締役社長 平成19年 7月 当社入社 平成19年 7月 当社顧問 平成20年 6月 当社専務取締役経営企画本部長 平成21年 6月 当社代表取締役社長（現在） (重要な兼職の状況) 株式会社東海通信資材サービス 社外取締役 テレビ愛知株式会社 社外取締役 (取締役候補者とした理由) 同氏は、当社の代表取締役として長年に亘りグループ経営全体の指揮を執り、企業価値向上に貢献するとともに、当社の更なる発展を推進できると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。	4,300株
2 再任	玉村 知史 (昭和33年4月27日生)	平成24年 6月 西日本電信電話株式会社取締役 九州事業本部長兼福岡支店長 平成27年 6月 当社入社 平成27年 6月 当社顧問 平成28年 6月 当社専務取締役（現在） (取締役候補者とした理由) 同氏は、当社の専務取締役として当社およびグループ経営全般に貢献しており、当社の持続的成長と企業価値向上を図ることができると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。	2,200株
3 再任	安部 宏 (昭和33年9月13日生)	平成20年 7月 西日本電信電話株式会社 大阪南支店長 平成23年 7月 当社入社 平成23年 7月 当社執行役員NTT事業本部 豊橋支店長 平成24年 6月 当社取締役NTT事業本部長 平成27年 6月 当社常務取締役NTT事業本部長 兼経営企画本部長 平成27年 8月 当社常務取締役経営企画本部長 (現在) (取締役候補者とした理由) 同氏は、当社の常務取締役として当社およびグループ経営推進の指揮を執るとともに、人格・見識とも優れていることから、引き続き取締役候補者いたしました。	1,100株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
4 再任	おちあい まさし 落合 正 (昭和33年10月2日生)	平成21年 7月 株式会社エヌ・ティ・ドコモ サービス運営部長 平成23年 7月 当社入社 平成23年 7月 当社執行役員モバイルネット 事業本部副本部長 平成24年 6月 当社常務執行役員モバイルネット 事業本部副本部長 平成25年 6月 当社取締役モバイルネット 事業本部長(現在) (取締役候補者とした理由) 同氏は、当社の取締役として経営に携わり、モバイル設備事業について豊富な経験を有するとともに、人格・見識とも優れていることから、引き続き取締役候補者といたしました。	1,300株
5 再任	さとう のぶ ひさ 佐藤 信久 (昭和28年6月1日生)	平成20年 7月 株式会社NTT西日本ーホーム テクノ東海 取締役設備サービス部長 平成22年 7月 当社入社 平成23年 6月 当社執行役員NTT事業本部 副本部長 平成24年 5月 当社執行役員NTT事業本部 名古屋支店長 平成24年 6月 当社常務執行役員NTT事業本部 名古屋支店長 平成27年 6月 当社取締役NTT事業本部 名古屋支店長 平成27年 8月 当社取締役NTT事業本部長 (現在) (取締役候補者とした理由) 同氏は、当社の取締役として経営に携わり、NTT設備事業について豊富な経験を有するとともに、人格・見識とも優れていることから、引き続き取締役候補者といたしました。	1,400株
6 再任	もり ひで とし 森 英 俊 (昭和33年3月8日生)	平成22年 7月 西日本電信電話株式会社 北陸事業本部長兼金沢支店長 平成25年 7月 当社入社 平成25年 7月 当社執行役員ICTサービス ビジネス本部副本部長 平成26年 6月 当社常務執行役員ICTサービス ビジネス本部長 平成27年 6月 当社取締役ICTサービス ビジネス本部長(現在) (取締役候補者とした理由) 同氏は、当社の取締役として経営に携わり、ICT事業について豊富な経験を有するとともに、人格・見識とも優れていることから、引き続き取締役候補者といたしました。	900株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
7 新任	かき うち けん じ 垣内 賢 二 (昭和30年9月8日生)	昭和49年 3月 当社入社 平成17年 7月 当社営業推進本部担当部長 平成19年 6月 愛知NDS工事株式会社 代表取締役社長 平成22年10月 当社グループ事業推進部長 平成24年 6月 当社執行役員N T T事業本部 豊橋支店長 平成27年 5月 当社執行役員電設事業本部副本部長 兼電設事業部長 平成27年 6月 当社常務執行役員電設事業本部 副本部長兼電設事業部長 平成28年 4月 当社常務執行役員社会インフラ 事業本部副本部長兼電設事業部長 (現在) (取締役候補者とした理由) 同氏は、当社の総合設備事業について豊富な経験を有するとともに、人格・見識とも優れ企業価値向上に貢献が期待できると判断し、新たに取締役候補者いたしました。	1,510株
8 新任	なか むら ひとし 中村 均 (昭和34年7月28日生)	昭和57年 4月 当社入社 平成19年 4月 当社シェアードサービスセンタ サポートセンタ所長 平成20年 6月 当社グループ管理部長 平成22年 3月 当社財務部担当部長 平成23年 6月 当社財務部長 平成26年 6月 当社執行役員財務部長 平成27年 6月 当社執行役員財務部長兼グループ 事業推進部長 (現在) (重要な兼職の状況) 株式会社東海通信資材サービス 社外監査役 (取締役候補者とした理由) 同氏は、当社の財務部門とグループ事業推進について豊富な経験を有するとともに、人格・見識とも優れ企業価値向上に貢献が期待できると判断し、新たに取締役候補者いたしました。	2,405株
9 新任	お かわ じん ご 小川 眞 吾 (昭和37年3月11日生)	昭和59年 4月 株式会社東海銀行 (現 株式会社 三菱東京UFJ銀行) 入行 平成19年 4月 同行田原支店長 平成21年 4月 同行静岡支店長兼静岡中央支店長 平成23年 5月 同行新名古屋駅前支店長 平成23年12月 同行名古屋駅前支店長兼 新名古屋駅前支店長 平成26年 1月 当社入社 平成26年 1月 当社総務部担当部長 平成26年 6月 当社総務部長兼CSR推進部長 平成27年 6月 当社執行役員総務部長 (現在) (取締役候補者とした理由) 同氏は、金融業界での豊富な経験を活かし当社の総務・CSR部門を推進するとともに、人格・見識とも優れ企業価値向上に貢献が期待できると判断し、新たに取締役候補者いたしました。	800株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
10 再任 社外	本多立太郎 (昭和21年6月3日生)	昭和45年 4月 株式会社エフエム愛知入社 平成 8年 6月 同社取締役編成局長兼編成制作部長 平成10年 6月 同社常務取締役編成局・営業局担当 平成15年 7月 同社常務取締役現業担当 平成16年 6月 同社代表取締役社長(現在) 平成18年 6月 当社監査役 平成26年 6月 当社取締役(現在) (重要な兼職の状況) 株式会社エフエム愛知 代表取締役社長 (社外取締役候補者とした理由) 同氏は、放送事業の会社経営者としての幅広い経験・見識・知見から、当社の経営に対し適切な監督・助言を行い、企業価値の向上ならびに当社の更なる発展に貢献できると判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。 なお、同氏が代表取締役社長となっている株式会社エフエム愛知と当社との間には、広告代理店を介した番組等の提供および不動産賃貸の取引関係があります。	1,500株
11 再任 社外	藤本和久 (昭和27年11月7日生)	平成 元年 3月 矢作建設工業株式会社入社 平成 5年 6月 同社取締役 平成13年 6月 同社執行役員 平成14年 6月 同社取締役兼常務執行役員 平成15年10月 同社取締役兼専務執行役員 平成16年 6月 同社代表取締役兼専務執行役員 平成17年 6月 同社代表取締役兼副社長執行役員 平成20年 6月 同社代表取締役副社長 平成24年 4月 同社代表取締役社長 平成27年 6月 当社取締役(現在) 平成27年 6月 矢作建設工業株式会社代表取締役会長(現在) (重要な兼職の状況) 矢作建設工業株式会社 代表取締役会長 (社外取締役候補者とした理由) 同氏は、総合建設事業の会社経営者としての幅広い経験・見識・知見から、当社の経営に対し適切な監督・助言を行い、企業価値の向上ならびに当社の更なる発展に貢献できると判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。 なお、同氏が代表取締役会長となっている矢作建設工業株式会社と当社との間には、電話設備工事等の取引関係があります。	600株

- 注) 1.各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2.本多 立太郎氏および藤本 和久氏は、社外取締役候補者ですが、現在、それぞれの当社の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって本多 立太郎氏が3年、藤本 和久氏が2年となります。
3.当社は、本多 立太郎氏および藤本 和久氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償限度額は、年額報酬の2年分の合計金額または法令に定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、本多 立太郎氏および藤本 和久氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。
4.当社は、本多 立太郎氏および藤本 和久氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。

第3号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役榎 啓一氏は任期満了となり、監査役長瀬 稔氏は辞任されますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、監査役候補者加藤 正臣氏は、監査役長瀬 稔氏の補欠として選任をお願いするものであり、任期は当社定款の定めにより、前任者の任期満了の時までとなります。また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1 新任	加藤 正臣 (昭和29年7月23日生)	昭和53年 4月 当社入社 平成22年 3月 当社経営企画本部副本部長 兼経営企画部長 平成25年 7月 当社執行役員CSR推進部長 平成26年 4月 ブリッジ・モーション・トゥモロ ー株式会社代表取締役会長 平成26年10月 ブリッジ・モーション・トゥモロ ー株式会社代表取締役社長 平成27年 6月 当社常務執行役員CSR推進部長 平成28年 6月 当社取締役CSR推進部長(現在) (監査役候補者とした理由) 同氏は、当社の総務・CSR部門について豊富な経験を有するとともに、財務担当取締役を経験し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。また、人格・見識ともに優れていることから、高い倫理観で適切に監査を行うことができると判断し、新たに監査役候補者いたしました。	2,771株
2 再任 社外	榎 啓一 (昭和24年3月15日生)	昭和49年 4月 日本電信電話公社入社 平成15年 6月 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ 常務取締役iモード事業本部長 平成17年 6月 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海 代表取締役社長 平成20年 6月 ドコモエンジニアリング株式会社 代表取締役社長 平成24年 6月 同社相談役 平成25年 6月 当社監査役(現在) (社外監査役候補者とした理由) 同氏は、長年にわたる企業経営の経験を有し、企業統治について十分な見識・知見を兼ね備えており、客観的な立場から当社の取締役の職務執行を適切に監査できると判断し、引き続き社外監査役候補者いたしました。	0株

- 注) 1.各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2.榎 啓一氏は、社外監査役候補者であります。現在、当社の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
 3.当社は、榎 啓一氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償限度額は、年額報酬の2年分の合計金額または法令に定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、榎 啓一氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。

以上

事業報告

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の経済政策による雇用環境の改善等、緩やかな回復基調にあるものの、米国の新政権の政策動向等、海外経済の不確実性の高まりもあり、先行きは不透明な状況で推移しました。

当社グループの事業に大きく関係する情報通信分野では、光アクセスサービスの契約数の伸びは鈍化傾向にあり、固定通信設備への投資は減少傾向にあるものの、光コラボレーションモデル^{※1}による新たな需要が拡大しています。モバイルブロードバンドサービスは、通信速度の更なる高速化やWi-Fi環境の充実に向けた投資が拡大し、MVNO^{※2}の増加やサービスの多様化も見られます。また、今後の経済成長や各種の社会的な課題の解決等に向けて、IoT^{※3}、ビッグデータ^{※4}、人工知能(AI)等を活用した新たなICTサービスやビジネスモデルの創出が拡大しつつあります。一方、公共・民需分野では、政府が進める国土強靱化政策や地域創生に向けた社会インフラへの投資や、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けた投資の拡大が期待されません。

このような事業環境のなか、当社グループの主たる事業である総合エンジニアリング事業分野においては、通信事業各社からの光関連設備工事やモバイル設備工事、設備保守業務等の受注拡大・確保に努めるとともに、道路関連通信設備工事や一般企業および官公庁・自治体等からの建物内電気・通信設備工事、土木工事等の受注拡大に注力しました。また、ICTソリューション事業分野においては、お客様の課題を解決するシステムやサービスの提案による受注拡大、住宅不動産事業においては、分譲戸建住宅の販売拡大、マンション等賃貸事業の拡大に努めてまいりました。

※1 光コラボレーションモデル…

NTTグループの光アクセスサービスの提供を受けた事業者が、自社サービスと組み合わせてサービスを提供するモデル

※2 MVNO (Mobile Virtual Network Operator) …

モバイル通信会社から無線通信回線の提供を受けて、自社ブランドとしてサービスを提供する事業者

※3 IoT (Internet of Things) …

様々なモノに通信機能を持たせ、インターネットに接続または相互に通信すること

※4 ビッグデータ…ICTの進展により生成・収集・蓄積等が可能・容易になる多種多量のデータ

その結果、当連結会計年度の業績は、受注高766億85百万円（前期比106.5%）となりましたが、前年度からの繰越工事の減少等により、売上高727億60百万円（前期比97.8%）、営業利益24億90百万円（前期比81.2%）、経常利益29億24百万円（前期比87.9%）、親会社株主に帰属する当期純利益20億28百万円（前期比104.8%）となりました。

なお、事業セグメント別の連結経営成績は次表のとおりです。

【連結受注高・連結売上高・連結営業利益などの状況】

事業セグメント	連結受注高 百万円 (前期比%)	連結総受注高 百万円 (前期比%)	連結売上高 百万円 (前期比%)	シェア % (前期シェア%)	連結営業利益 百万円 (前期比%)
総合エンジニアリング事業	57,314 (109.3)	62,747 (102.5)	53,910 (96.6)	74.1 (75.0)	1,469 (76.1)
ICTソリューション事業	17,881 (96.6)	20,727 (101.4)	17,355 (98.7)	23.8 (23.6)	909 (84.2)
住宅不動産事業	1,489 (140.5)	1,648 (139.8)	1,495 (146.6)	2.1 (1.4)	79 (125.2)
消去または全社	—	—	—	—	32
計	76,685 (106.5)	85,122 (102.8)	72,760 (97.8)	100.0 (100.0)	2,490 (81.2)

(注) 総受注高：前期の繰越受注高＋当期の受注高
シェア：総売上高に対する各事業セグメントの割合

【事業セグメント別の状況】

① 総合エンジニアリング事業

前期に比べて受注高は増加しましたが、売上高、営業利益は総合設備事業の伸び悩みにより、減少しました。

② ICTソリューション事業

前期に比べて受注高が減少したことにより、売上高、営業利益は減少しました。

③ 住宅不動産事業

前期に比べて分譲戸建住宅の販売増加、賃貸事業の拡大により、売上高、営業利益は増加しました。

(2) 資金調達の状況

当連結会計年度中におきましては、特記すべき資金調達は行っておりません。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度中における当社グループの設備投資の総額は24億3百万円で、その内容を大別しますと、施工能力維持のための工事用車両更新等に3億83百万円、支店社屋改修などの建物整備等に5億50百万円、器工具・備品等に6億57百万円、賃貸用建物等に7億69百万円、グループ情報システムの更改等に41百万円であります。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境は、情報通信分野において、通信事業各社の光アクセス等の固定通信関連投資は引き続き減少傾向にありますが、モバイル設備関連は、さらなる高速化および品質改善に向けた投資が期待されます。また、公共・民需分野では、国土強靱化、地域創生に向けた社会インフラへの投資やICTへの投資が引き続き期待されます。

このような経営環境のなか、当社グループは企業理念「私たちは、すべてのお客様に『感動』していただくために、情熱をもって、信頼の技術と品質、サービスを提供します。」のもと、グループビジョン「ソリューション&エンジニアリング企業グループとしてビジネスの拡大を図り、さらなる成長を目指します。」の実現に向け、平成28年度からスタートした3か年中期経営計画“チャレンジ-2018”で掲げる平成30年度（2018年度）経営目標連結売上高800億円、連結営業利益32億円（営業利益率4.0%）を達成すべく、以下の課題に取り組んでまいります。

①売上高と利益の確保・拡大

- ・通信設備事業の収益拡大と生産性の向上
- ・総合設備事業、ICTソリューション事業の拡大

②人財の育成と活力ある職場づくり

- ・全社員が活躍できる明るく活力ある企業風土の定着
- ・各種技術資格の取得推進

③安全・品質の追求

- ・安全、安心な職場の構築
- ・工物品質、サービス品質の確保による顧客満足度の向上

④グループ経営基盤の強化

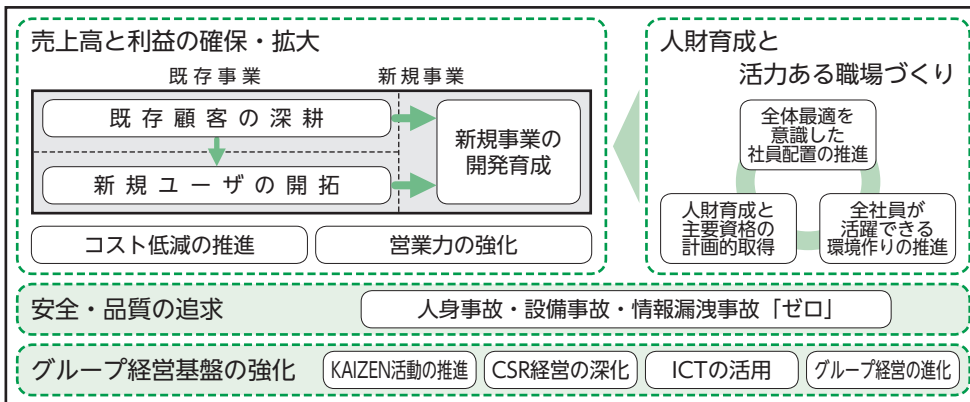
- ・グループ連携の最適化による連結業績の向上
- ・企業価値の最大化に向けたCSR経営の深化

引き続き、株主の皆様におかれましては、一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

- NDS企業理念 -
 私たちは、すべてのお客様に「感動」していただくために、
 情熱をもって、信頼の技術と品質、サービスを提供します。

- NDSグループビジョン -
“チャレンジ2018”
 ソリューション&エンジニアリング企業グループとして
 ビジネスの拡大を図り、さらなる成長を目指します。

1. ソリューション&エンジニアリング企業グループとしてのビジネス拡大
2. 全社員が活躍できる明るく活力ある企業風土の定着
3. 社会から信頼される企業グループとしての基盤強化



(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 60 期 (平成26年3月期)	第 61 期 (平成27年3月期)	第 62 期 (平成28年3月期)	第 63 期 (当連結会計年度) (平成29年3月期)
売 上 高 (百万円)	83,064	72,893	74,380	72,760
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	1,886	1,745	1,935	2,028
1株当たり当期純利益 (円)	319.60	294.97	329.03	348.96
総 資 産 (百万円)	64,516	63,289	65,121	66,896
純 資 産 (百万円)	37,142	38,135	38,858	41,079
1株当たり純資産額 (円)	5,828.94	6,049.42	6,346.94	6,728.32

(注) 当社は、平成28年6月24日開催の第62期定時株主総会決議に基づき、平成28年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額は当該株式併合が第60期の期首に行われたと仮定して算出してしております。

(6) 重要な子会社の状況

名 称	資本金 (百万円)	出資比率 (%)	主要な事業内容
愛知NDS株式会社	20	100.0	電気通信設備、電気設備施工
北東通信建設株式会社	17	51.0	電気通信設備、電気設備施工
豊橋NDS株式会社	30	100.0	電気通信設備、電気設備施工
大日通信株式会社	30	51.0	電気通信設備、電気設備施工
静岡NDS株式会社	20	100.0	電気通信設備、電気設備施工
東邦工事株式会社	28	51.0	電気通信設備、電気設備施工
浜松NDS株式会社	20	100.0	電気通信設備、電気設備施工
浜松通信施設株式会社	61	64.5	電気通信設備、電気設備施工
岐阜NDS株式会社	25	100.0	電気通信設備、電気設備施工
三重NDS株式会社	20	100.0	電気通信設備、電気設備施工
三通建設工事株式会社	35	51.0	電気通信設備、電気設備施工
みつぼしテクノ株式会社	162	42.9	電気通信設備、電気設備施工
日本技建株式会社	100	100.0	電気通信設備、電気設備、 一般土木施工
株式会社NDSネットワーク	20	100.0	電気通信設備、電気設備施工
NDSインフォス株式会社	100	100.0	システム開発、情報処理サービス
株式会社エヌサイト	50	100.0 (100.0)	システム開発、情報処理サービス
株式会社エヌディエスリース	149	100.0	車両、OA機器、工具等の リース・レンタル
NDSソリューション株式会社	30	84.0	半導体製造装置等の設置・保守 サービス、人材派遣事業
NDSメンテ株式会社	10	100.0	ビル管理、住宅リフォーム
東名通信工業株式会社	50	61.1 (10.0)	通信機器の製造、販売、修理
NDSアイコス株式会社	43	100.0	セールスアウトソーシング事業
ブリッジ・モーション・ トゥモロー株式会社	417	51.0	VODソリューション事業
NDS.TS株式会社	80	100.0	モバイル機器性能評価事業

(注) 出資比率欄の()内は、間接出資比率を内数として表示しております。

(7) 主要な事業内容

区 分	主 要 な 事 業 内 容
総合エンジニアリング事業	情報通信設備の設計・施工・保守 ケーブル設備の設計・施工・保守 モバイル設備の設計・施工・保守 ネットワーク設備の設計・施工・保守 土木設備の設計・施工・保守 電気設備の設計・施工・保守 ITS、ETC関連施設の設計・施工・保守 省エネルギー関連 等
ICTソリューション事業	ICT・情報サービスの開発・設計・運用・保守 ICTシステム等の開発・設計・施工・運用・保守 映像通信サービスの提供・運用・保守 情報通信機器販売・製造・修理・性能評価 車両・機器等のリース・レンタル・メンテナンス 半導体製造装置等の設置・保守サービス 人材派遣事業 等
住宅不動産事業	分譲戸建・分譲マンションの販売・リフォーム 不動産の売買・賃貸、コンサルティング、仲介 等

(8) 主要な拠点等

①当社

本 社：名古屋市中区千代田二丁目15番18号

区 分	名 称	お よ び	所 在 地
本 事 業 本 部	N T T 事 業 本 部		愛 知 県 名 古 屋 市
	モ バ イ ル ネット 事 業 本 部		
	I C T サ ー ビ ス ビ ジ ネ ス 本 部		
	住 宅 不 動 産 事 業 本 部		
	安 全 品 質 管 理 本 部		
	社 会 イ ン フ ラ 事 業 本 部		
支 社	東 京 支 社		東 京 都 港 区
	関 西 支 社		大 阪 府 大 阪 市
支 店	名 古 屋 支 店		愛 知 県 名 古 屋 市
	豊 橋 支 店		愛 知 県 豊 橋 市
	静 岡 支 店		静 岡 県 静 岡 市
	浜 松 支 店		静 岡 県 浜 松 市
	岐 阜 支 店		岐 阜 県 岐 阜 市
	三 重 支 店		三 重 県 津 市
	北 陸 支 店		石 川 県 金 沢 市
長 野 支 店		長 野 県 長 野 市	
研 究 所	テ ク ノ ロ ジ ー 総 合 セ ン タ		愛 知 県 犬 山 市

②子会社

名 称	所 在 地
愛 知 N D S 株 式 会 社	本社：愛知県名古屋
北 東 通 信 建 設 株 式 会 社	本社：愛知県一宮
豊 橋 N D S 株 式 会 社	本社：愛知県豊橋
大 日 通 信 株 式 会 社	本社：愛知県豊田
静 岡 N D S 株 式 会 社	本社：静岡県静岡
東 邦 工 事 株 式 会 社	本社：静岡県静岡
浜 松 N D S 株 式 会 社	本社：静岡県浜松
浜 松 通 信 施 設 株 式 会 社	本社：静岡県浜松
岐 阜 N D S 株 式 会 社	本社：岐阜県岐阜
三 重 N D S 株 式 会 社	本社：三重県津
三 通 建 設 工 事 株 式 会 社	本社：三重県松阪
み つ ぼ し テ ク ノ 株 式 会 社	本社：石川県金沢
日 本 技 建 株 式 会 社	本社：愛知県名古屋
株 式 会 社 N D S ネ ッ ト ワ ー ク	本社：愛知県名古屋
N D S イ ン フ ォ ス 株 式 会 社	本社：愛知県名古屋
株 式 会 社 エ ヌ サ イ ト	本社：神奈川県横浜
株 式 会 社 エ ヌ デ ィ エ ス リ ー ス	本社：愛知県名古屋
N D S ソ リ ュ ー シ ョ ン 株 式 会 社	本社：愛知県名古屋
N D S メ ン テ 株 式 会 社	本社：愛知県名古屋
東 名 通 信 工 業 株 式 会 社	本社：愛知県稲沢
N D S ア イ コ ス 株 式 会 社	本社：愛知県名古屋
ブリッジ・モーション・トゥモロー株式会社	本社：東京都渋谷区
N D S . T S 株 式 会 社	本社：神奈川県横浜

(9) 従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減 数
2,767名	22名 増

(注) 従業員数は就業人員であります。

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,676百万円
株式会社みずほ銀行	2,096百万円
日本生命保険相互会社	641百万円

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行済株式の総数 5,833,228株 (自己株式463,070株を除く。)

(注) 当社は、平成28年6月24日開催の第62期定時株主総会決議に基づき、平成28年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。

(2) 株主数 5,385名

(3) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
N D S グループ社員持株会	339千株	5.8%
株式会社三菱東京UFJ銀行	283	4.8
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託みずほ銀行口再信託受託者資産管理サービス信託銀行株式会社	283	4.8
日本生命保険相互会社	250	4.2
株式会社アイチコーポレーション	227	3.8
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	200	3.4
三井住友信託銀行株式会社	169	2.8
第一生命保険株式会社	153	2.6
株式会社中京銀行	120	2.0
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	97	1.6

(注) 1.持株数、持株比率ともに表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

2.当社の自己株式463千株は、上記に含めておりません。

3.持株比率は、自己株式を控除して算出しております。

4.みずほ信託銀行株式会社退職給付信託みずほ銀行口再信託受託者資産管理サービス信託銀行株式会社の所有株式は、株式会社みずほ銀行がみずほ信託銀行株式会社に退職給付信託したものが資産管理サービス信託銀行株式会社に再信託されたもので議決権行使の指図権は株式会社みずほ銀行に留保されております。

5.第一生命保険株式会社は、平成28年10月1日付で会社分割により持株会社へ移行し、「第一生命ホールディングス株式会社」に商号変更しております。なお、同社は保有するすべての当社株式を、同社の完全子会社である第一生命保険株式会社に承継しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	伊藤 卓志 いとう たくし	株式会社東海通信資材サービス 社外取締役 テレビ愛知株式会社 社外取締役
専務取締役	たまむら さとし たまむら さとし	
常務取締役	さいとう 藤浩 さいとう とうひろし	住宅不動産事業本部長
常務取締役	いのうえ かずゆき いのうえ かずゆき	社会インフラ事業本部長
常務取締役	あべ 部宏 あべ べひろし	経営企画本部長
取締役	おちろ 合正 おちろ あいまさし	モバイルネット事業本部長
取締役	もり英 俊 もり ひでとし	ICTサービスビジネス本部長
取締役	さし 藤 信久 さし とうのぶ ひさひさ	NTT事業本部長
取締役	もちづき あきひこ もちづき あきひこ	安全品質管理本部長
取締役	かとう 藤 正 臣 かとう まさおみ	CSR推進部長
取締役	ほん だ りゅうたろう ほん だ りゅうたろう	株式会社エフエム愛知 代表取締役社長
取締役	ふじ 藤 本 和 久 ふじ もと かずひさ	矢作建設工業株式会社 代表取締役会長
常勤監査役	よし かわ 川 努 よし かわ つとむ	
監査役	えのき 榎 啓 一 えのき けいいち	
監査役	みつ や 矢 金 平 みつ や きん べい	株式会社アイチコーポレーション 顧問
監査役	なが せ 瀬 稔 なが せ みのる	

- (注) 1.取締役本多 立太郎氏および藤本 和久氏は、社外取締役であります。
2.監査役榎 啓一氏および三矢 金平氏は、社外監査役であります。
3.常勤監査役吉川 努氏は、当社財務担当取締役を経験するなど財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4.監査役長瀬 稔氏は当社経理部門に長年在籍し経理部長および財務担当取締役を歴任するなど財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5.当社は、本多 立太郎氏および藤本 和久氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
6.常務取締役佐藤 銀康氏は、平成28年6月24日開催の第62期定時株主総会終結の時をもって辞任により退任いたしました。
7.監査役鈴木 尚郎氏は、平成28年6月24日開催の第62期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各監査役（常勤監査役を除く）は、当社定款および会社法第427条1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく責任の限度額は、年額報酬の2年分の合計金額または法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。

(3) 取締役および監査役の報酬等の額

取締役 12名 178,525千円

監査役 5名 31,646千円

(注) 1.取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分は含まれておりません。

2.上記報酬等の額には、平成28年6月24日開催の第62期定時株主総会の終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。

3.上記報酬等の額のうち社外役員5名（取締役2名、監査役3名）の報酬等の額は15,808千円であります。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況および当社との取引関係

区分	氏名	重要な兼職の状況	当社との取引関係
取締役	本多立太郎	株式会社エフエム愛知 代表取締役社長	広告代理店を介した番組等の提供および不動産賃貸の取引関係がありますが、その取引高は株式会社エフエム愛知売上高および当社連結売上高のそれぞれ、3%未満、0.1%未満と僅少であり、社外役員の独立性に影響はないと判断しております。
取締役	藤本和久	矢作建設工業株式会社 代表取締役会長	通信設備工事等の取引関係がありますが、その取引高は当社連結売上高の0.03%未満と僅少であり、社外役員の独立性に影響はないと判断しております。
監査役	榎啓一	該当事項はありません。	—
監査役	三矢金平	株式会社アイチコーポレーション 顧問	グループ会社を介したリース車両の購入等の取引関係がありますが、その取引高は株式会社アイチコーポレーション売上高の0.5%未満と僅少であります。

② 当該事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会出席状況	監査役会出席状況	主な活動状況
取締役	本多立太郎	15回中15回 (100%)	—	他社での豊富な企業経営経験と幅広い見識・知見から適宜発言するとともに、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。また、報酬等諮問委員会の委員として、役員報酬と役員人事の透明性・合理性判断に際し、重要な役割を果たしております。
取締役	藤本和久	15回中14回 (93.3%)	—	他社での豊富な企業経営経験と幅広い見識・知見から適宜発言するとともに、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。
監査役	榎啓一	15回中15回 (100%)	15回中15回 (100%)	他社での豊富な企業経営経験と幅広い見識・知見を活かし、取締役会では、議案および報告事項に対し適宜質問し、取締役会の意思決定の適切性を監視しております。また監査役会では、常勤監査役からの監査の実施状況および結果の報告を受け、課題・問題点について活発な意見を述べております。さらに、報酬等諮問委員会の委員として、役員報酬と役員人事の透明性・合理性判断に際し、重要な役割を果たしております。
監査役	三矢金平	11回中11回 (100%)	10回中10回 (100%)	他社での豊富な企業経営経験と幅広い見識・知見を活かし、取締役会では、議案および報告事項の内容、取締役会の意思決定の適切性を監視しております。また監査役会では、常勤監査役からの監査の実施状況および結果の報告に対し適宜質問し、高度な品質管理・改善の知見に基づき、課題・問題点の指摘とその改善方法について助言を行っております。

(注) 監査役三矢金平氏は、平成28年6月24日開催の第62期定時株主総会において選任されたため、取締役会および監査役会の開催回数が他の社外役員と異なります。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当社の会計監査人としての報酬等の額	35百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	35百万円

(注) 1.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る当社の会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2.監査役会は、会計監査人の報酬等について、前事業年度における会計監査人の職務遂行状況や監査計画と監査実績の状況、過年度の監査報酬の推移等を検証した上で、当事業年度の監査計画に係る監査項目別の監査時間、人員配置、報酬額の見積りの相当性を検討した結果、会計監査人の報酬等は妥当であると判断したため、会社法第399条第1項および第2項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

会計監査人との間で会社法第423条第1項の責任を限定する契約は締結しておりません。

5. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制 その他当社の業務ならびに企業集団による業務の適正を確保するための体制

NDSグループは、会社法第362条第4項第6号および会社法施行規則第100条に基づき構築した、NDSグループの業務の適正を確保する体制（以下「内部統制」という。）について、以下のとおり実施しております。

(1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項

社内規程に基づき取締役会等の議事録を作成保存するとともに、重要な職務の執行および決裁に係る情報について、記録し適切に管理しております。

(2) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

① NDSグループの各種リスクに関する規程を整備するとともに、以下の6つの専門委員会とそれを統括する「CSR・リスク管理委員会」*1を設置し、NDSグループのリスク管理体制を構築しております。

ア. コンプライアンス委員会*2

イ. 安全品質管理委員会*3

ウ. 事業投資等委員会*4

エ. 重要資産管理委員会*5

オ. 情報セキュリティ委員会*6

カ. システム開発委員会*7

② 「CSR・リスク管理委員会」は、各委員会業務に係るリスク管理状況を把握し、必要に応じて支援提言を行います。

③ 「CSR・リスク管理委員会」は、所定の事項を経営会議ならびに取締役会に付議いたします。

④ 「リスク管理規程」のもと、各種リスクを特性に応じて管理し、健全性の維持向上を図っております。

(3) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制および取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

① 業務執行体制

ア. 経営会議を月2回から4回の頻度で開催し、よりきめ細かく業務執行を図っております。

イ. NDSグループ全体での各種施策の浸透・課題の共有化を目的とする「NDSグループ戦略会議」を年2回の頻度で開催しております。

- ② コンプライアンス体制
- ア. 「コンプライアンス室」「企業倫理ヘルプライン」を設置し、NDSグループのコンプライアンス体制の推進を図っております。
 - イ. コンプライアンス規程および内部通報制度に関する規程のもと、常にその実効性の確保に努めております。
 - ウ. 毎月15日を「企業倫理の日」と定め、社員がコンプライアンスに対する理解を深める機会を設ける等コンプライアンスの周知徹底を図っております。
- ③ 内部監査体制
- 内部監査を担当する内部監査室が、NDSグループの内部監査を行っております。
- (4) NDSグループにおける企業集団の業務の適正を確保するための体制
- 当社の内部統制の基本方針の基に、NDSグループ全体に展開しております。また、グループ会社管理規程を定め、グループ会社の経営に関する管理や指導を行う部門を設置して、定期的な報告会(年4回)を開催し、業務執行状況ならびに財務状況等について、当社およびグループ会社との情報交換を図りながら、必要に応じて指導および助言等を行っております。
- (5) 監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
- 内部監査室・監査役室の構成員の中から補助使用人を選任し、監査諮問委員会^{*8}および監査役会の事務局業務も併せて担当しております。
- (6) 監査役等の補助使用人の取締役からの独立性に関する事項ならびに補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査役は、補助使用人の業務執行者からの独立性の確保に努め、業務の指揮命令については監査役が行っております。
 - ② 当該補助使用人の人事異動・評価等については、常勤監査役の同意を必要としております。
- (7) 取締役および使用人が監査役会へ報告するための体制
- ① 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときには、これを直ちに監査役会に報告いたします。
 - ② 使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときには、これを直ちに該当の専門委員会に報告するとともに、監査役会に報告いたします。

- (8) 監査役会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
監査役会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けることを禁止しています。
- (9) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役が職務を執行する上で必要となる費用について会社に請求を行った場合は、監査の職務の執行に必要なと明らかに認められるときを除き、会社は速やかに処理をすることとしています。
- (10) その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 常勤監査役は、取締役会および他の重要な会議すべてに出席する他、会計監査人の監査に立会い、取締役からも直接業務執行について聴取を行っております。
 - ② 常勤監査役ならびに非常勤監査役は、代表取締役との意見交換会を年2回開催し、代表取締役の業務執行について聴取を行うとともに、監査業務の執行について情報の提供を行い、相互認識と信頼関係を深めております。
 - ③ 常勤監査役およびグループ会社の監査役によるグループ監査役会議を年2回開催し、グループ全体の内部監査機能を担保しております。
 - ④ 監査役は、会計監査人との意見交換会を年4回以上開催し、監査業務の執行について情報の共有を図っております。
- (11) 反社会的勢力の排除に向けた体制
NDSグループCSR憲章に定める「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決します。」に基づき反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切関係を持ちません。また、不当要求等の介入に対しては、警察等の外部専門機関と緊密な連携関係のもと、関係部署が連携・協力して組織対応し、利益供与は絶対行わないこととしております。
- (12) 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制
金融商品取引法における財務報告に係る内部統制については、適正な財務報告を迅速に作成するために、当社の「財務報告に係る内部統制の基本方針」に基づき、有効性の評価および改善を行い、財務報告の信頼性と適正性を確保しております。

(内部統制の運用状況の概要)

当社グループは、内部統制の遵守とその適切な運用に努めており、運用状況を定期的に取り締役に報告し、必要に応じて見直しを行っております。なお、当事業年度に実施した当社グループにおける内部統制の運用状況の概要については、以下のとおりです。

(1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に対する取組みの状況

当社およびグループ会社の取締役の職務執行に係る情報については、取締役会規則、経営会議規則、文書取扱規程等に基づき、議事録・会議資料等を適切に保存し管理するよう努めました。

(2) 損失の危険の管理に対する取組みの状況

当社グループは、リスク管理を重要な経営課題と位置づけ、経営に重大な影響を及ぼすリスクを未然に防止すること、事業遂行上の事件・事故等に対して早期発見・早期解決を図ることを目的として、「NDSグループコーポレート・ガバナンス体制」を整備し、リスク管理規程に従い、各リスクに対応した専門委員会を合計24回開催し、健全性の維持向上を図りました。

(3) 職務執行の効率性および適正性の確保に対する取組みの状況

当事業年度には、取締役会を15回、経営会議を43回開催し、会社経営に関する重要な事項等についての審議や各取締役の業務執行状況等について監督し、法令・定款等を遵守した適切な意思決定を行いました。その他、毎月、事業推進会議を開催し、事業の進捗状況や課題・問題点等について情報を共有または協議し、迅速な業務執行に努めました。また、決裁権限規程に基づき、取締役会、経営会議に経営上の重要な事項を付議するとともに、同規程に定められた決裁権限者による決裁を受けたうえで業務を執行いたしました。

(4) コンプライアンスに対する取組みの状況

当社グループは、コンプライアンス規程および行動指針に基づき、良識と責任のある企業活動に努めるとともに、内部通報制度においては、社内窓口の設置に加え、平成28年10月に社外窓口を開設し、NDSグループ全体におけるコンプライアンスの実効性の向上に努めております。毎月15日の企業倫理の日には、NDSグループ全社員および協力会社社員に対しコンプライアンス教育を実施し、法令遵守と倫理遵守の意識の浸透に努めました。また、同教育を通じて反社会的勢力との関係遮断の意識向上を図るとともに、取引先との契約書には反社会的勢力排除条項を明記し契約を締結しており、当事業年度においても、この取組みを徹底しました。

(5) NDSグループにおける業務の適正性の確保に対する取組みの状況

当社グループは、四半期に一度、各グループ会社と個別にグループ管理会議を開催し、業務の執行状況や財務状況等について報告を受けるとともに、グループ会社管理規程に従い、あらかじめ定められた事前承認事項および報告事項について毎月提出を受け、業務の進め方や課題・問題等について助言・指導し、当社の業務ならびにグループ経営による業務の適正化を図りました。

(6) 監査役監査の実効性の確保に対する取組みの状況

当事業年度には、監査役会を15回開催し、監査に関する重要な事項について報告を受け、審議・決議を行いました。監査役は、取締役会および重要な会議等に参加するとともに、会計監査人等と情報交換するほか、グループ会社を含む各事業拠点を訪問し、面談を実施いたしました。また、監査役は、半期に一度、代表取締役社長と重点課題の取組み状況や監査実施状況等について意見交換を行いました。

(7) 財務報告に係る内部統制に対する取組みの状況

CSR担当役員を長とする内部統制連絡会を四半期に一度開催し、当社およびグループ会社について、重要な事業拠点における内部統制の整備・運用状況をモニタリングし、現状評価と問題点等を検討・把握することで、継続的な内部統制の実施と有効性の確保に努めました。また、当社グループの引当金の計上等の重要な決算処理について、業務チェックリストに基づき、処理の適切性、正確性、網羅性の確認を徹底し、財務報告の信頼性の確保に努めました。

- ※ 1 ……CSR・リスク管理委員会
 - ・NDSグループのCSR・リスク管理全般に関する基本方針等を立案し、経営会議・取締役会へ付議する。
 - ・NDSグループのCSR・リスク管理に関して発生した事故等の歯止めを実施する。
- ※ 2 ……コンプライアンス委員会
 - 法令遵守体制が適切に運用されるよう監査・指導・助言を行い、問題発生時は、解決、再発防止の基本方針を策定する。
- ※ 3 ……安全品質管理委員会
 - ・NDSグループにおける人身・設備事故、施工・品質不良、納期超過、クレーム等（以下「事故・クレーム等」という。）の未然防止を図る。
 - ・NDSグループ内で発生した事故・クレーム等について、その原因を究明し、再発防止施策等を検討するとともに、CSR・リスク管理委員会へ報告する。
 - ・CSR・リスク管理委員会で決定された事項について、関係する事業本部、グループ会社等へ展開・定着を図る。
- ※ 4 ……事業投資等委員会
 - 新規事業、新規サービス、新商品の立上げおよび導入にあたり、経営上のリスク等を審議し、円滑な運営と迅速な意思決定を図る。
- ※ 5 ……重要資産管理委員会
 - NDSグループの重要資産管理に関する企画・立案をするとともに、NDSグループの重要資産について、事故等が発生した場合は、事実確認、原因究明、対策立案を審議する。
- ※ 6 ……情報セキュリティ委員会
 - ・情報セキュリティの重要性をNDSグループ内に周知し、情報資産の保護の推進を図る。
 - ・NDSグループにおける情報資産に関わる事件・事故の未然防止および早期発見・早期解決を図る。
 - ・NDSのISMSに関わる重要な事項についての審議および立案を行う。
- ※ 7 ……システム開発委員会
 - ・NDSグループのITガバナンスの目標を達成するために、IT関連の問題の統治と監視に関する重要事項についての審議および立案を行う。
 - ・NDSグループの情報システムの最適化を図る。
 - ・新技術の開発・導入・検証にあたり、経営上のリスク等を審議し、円滑な運営と迅速な意思決定を図る。
- ※ 8 ……監査諮問委員会
 - 内部監査室と監査役会の連絡協議機関であり、各事業部・支店等で実施された内部監査（会計監査・業務監査等）の状況を把握するとともに、「CSR・リスク管理委員会」の決議内容を精査する。

連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	35,729	流動負債	14,829
現金及び預金	7,393	支払手形・工事未払金等	5,584
受取手形・完成工事未収入金等	21,843	短期借入金	4,196
リース債権及びリース投資資産	2,255	リース債務	228
未成工事支出金等	1,387	未払法人税等	810
仕掛不動産	1,226	未成工事受入金等	97
販売用不動産	434	賞与引当金	1,595
繰延税金資産	692	役員賞与引当金	51
その他流動資産	548	工事損失引当金	23
貸倒引当金	△51	その他流動負債	2,242
固定資産	31,166	固定負債	10,987
有形固定資産	16,923	長期借入金	5,356
建物・構築物	5,006	リース債務	767
機械・運搬具・工具器具備品	2,666	繰延税金負債	698
土地	8,767	役員退職慰労引当金	316
貸与資産	198	退職給付に係る負債	3,462
建設仮勘定	283	その他固定負債	386
無形固定資産	279	負債合計	25,816
ソフトウェア	201	純資産の部	
その他無形固定資産	77	株主資本	35,037
投資その他の資産	13,964	資本金	5,676
投資有価証券	11,750	資本剰余金	4,477
長期貸付金	139	利益剰余金	26,434
繰延税金資産	272	自己株式	△1,550
その他投資等	2,044	その他の包括利益累計額	4,110
貸倒引当金	△244	その他有価証券評価差額金	3,976
資産合計	66,896	退職給付に係る調整累計額	133
		新株予約権	258
		非支配株主持分	1,673
		純資産合計	41,079
		負債純資産合計	66,896

連結損益計算書

(自 平成28年 4月1日)
(至 平成29年 3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	72,760
売上原価	64,032
売上総利益	8,728
販売費及び一般管理費	6,237
営業利益	2,490
営業外収益	630
受取利息配当金	256
その他	373
営業外費用	197
支払利息	75
その他	122
経常利益	2,924
特別利益	22
固定資産売却益	16
投資有価証券売却益	5
特別損失	101
減損損失	69
その他	32
税金等調整前当期純利益	2,844
法人税、住民税及び事業税	965
法人税等調整額	△121
当期純利益	2,000
非支配株主に帰属する当期純損失(△)	△28
親会社株主に帰属する当期純利益	2,028

貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	22,384	流動負債	9,355
現金・預金	2,402	支払手形	35
受取手形	211	工事未払	4,855
完成工事未収入金	15,264	短期借入金	220
売掛金	1,758	一年以内返済予定長期借入金	1,188
未成工事支出金	115	リース債	559
仕掛不動産	1,226	未払金	46
販売用不動産	434	未払法人税等	159
商材	17	未払消費税	478
材料貯蔵品	274	未払費用	414
未収入金	182	未成工事受入金	413
繰延税金資産	341	預賞引当金	38
その他の引当金	163	役員賞与引当金	85
貸倒引当金	△8	工事損失引当金	749
固定資産	24,372	固定負債	51
有形固定資産	10,674	長期借入金	23
建物・構築物	4,095	繰上り延税引当金	36
機械・運搬具	264	繰上り延税引当金	7,283
工具器具・備品	121	繰上り延税引当金	3,510
土地	5,909	繰上り延税引当金	174
建設仮勘定	283	繰上り延税引当金	597
無形固定資産	87	繰上り延税引当金	2,690
ソフトウェア	34	繰上り延税引当金	311
電話加入権	47	繰上り延税引当金	16,639
その他の資産	5	純資産の部	
投資その他の資産	13,610	株主資本	26,090
投資有価証券	9,944	資本金	5,676
関係会社株式	2,968	資本剰余金	4,425
長期貸付金	59	資本準備金	4,425
長期滞留債権	108	利益剰余金	17,492
長期前払費用	50	利益準備金	1,419
その他の債権	606	その他の利益剰余金	16,073
貸倒引当金	△128	特別償却準備金	22
資産合計	46,757	建物圧縮積立金	237
		土地圧縮積立金	124
		別途積立金	12,428
		繰上り利益剰余金	3,260
		自己株式	△1,503
		評価・換算差額等	3,769
		その他有価証券評価差額金	3,769
		新株予約権	258
		純資産合計	30,118
		負債純資産合計	46,757

損益計算書

(自 平成28年 4月1日)
(至 平成29年 3月31日)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売 上	高 事 業 上		50,634
完 成 工 事 業 上	高 事 業 上	39,383	
兼 業 事 業 上	兼 業 事 業 上	11,250	
売 上 原 価	原 価		45,672
完 成 工 事 業 上	原 価	36,274	
兼 業 事 業 上	原 価	9,397	
売 上 総 利 益	総 利 益		4,961
完 成 工 事 業 上	総 利 益	3,109	
兼 業 事 業 上	総 利 益	1,852	
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			3,641
営 業 利 益			1,320
営 業 外 収 益	配 当 金 他		607
受 取 利 息 の	他	358	
そ の	他	248	
営 業 外 費 用	利 息 他		201
支 払 の	他	52	
そ の	他	148	
経 常 利 益			1,726
特 別 利 益	益		5
固 定 資 産 売 却 益	益	5	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	益	0	
特 別 損 失	損 失 他		97
減 損 の	損 失 他	69	
そ の	損 失 他	28	
税 引 前 当 期 純 利 益			1,635
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税			480
法 人 税 等 調 整 額			56
当 期 純 利 益			1,098

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月16日

NDS株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 奥 谷 浩 之 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 谷 浩 二 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、NDS株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、NDS株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月16日

NDS株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 奥 谷 浩 之 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 谷 浩 二 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、NDS株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第63期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監査報告書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第63期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画（監査実施計画、職務の分担等）を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画（監査実施計画、職務の分担等）に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び内部監査部門等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類（社長決裁稟議書）等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に赴きその事業の実際を調査するとともに報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容及びそれらの事業報告の記載内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行については、継続的な改善が図られているものと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月18日

N D S 株 式 会 社 監 査 役 会

常 勤 監 査 役	吉 川	努	Ⓧ
社 外 監 査 役	榎	啓 一	Ⓧ
社 外 監 査 役	三 矢	金 平	Ⓧ
監 査 役 長	瀬	稔	Ⓧ

以 上

メ モ

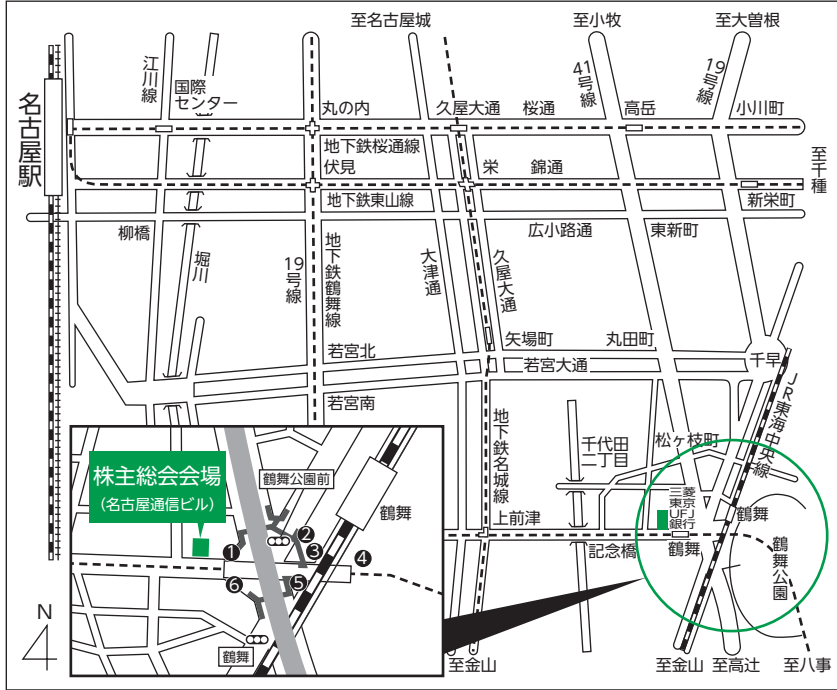
Handwriting practice lines consisting of 15 horizontal dashed lines.

メ モ

A series of 15 horizontal dashed lines for handwriting practice.

株主総会会場ご案内略図

会 場…名古屋市中区千代田二丁目15番18号
名古屋通信ビル 2階ホール



最寄下車駅 { J R 東海…中央線鶴舞駅下車徒歩約 5分
地 下 鉄…鶴舞線鶴舞駅下車 (1 番出口) 徒歩約 3分



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

